

サービス付き高齢者向け住宅事業者協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、サービス付き高齢者向け住宅事業者協会（以下「本協会」という。）という。略称は「サ住協」とする。

(事務所)

第2条 本協会の事務所を東京都中央区日本橋小伝馬町1-3-4共同ビル6階に置く。

(目的)

第3条 本協会はサービス付き高齢者向け住宅利用者の権利を守るとともに、サービス付き高齢者向け住宅事業及び付随サービスの品質を高め、高齢者のよりよい生活に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅市場への認知活動
- (2) 行政への対応
- (3) サービス付き高齢者向け住宅事業の研究・研修
- (4) サービス付き高齢者向け住宅向けケアの研究
- (5) サービス付き高齢者向け住宅事業の経営実態調査
- (6) 会員に対する相談窓口の設置
- (7) 協会サイトの設置・運営

第2章 会員

(会員)

第5条 本協会の会員は、サービス付き高齢者向け住宅事業を営む法人および個人である正会員、並びに賛助会員から成る。

(入会等)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出しなければならない。本協会の趣旨に合致すれば入会を認めるものとする。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

- 2 会員が倫理綱領に反する行為など、会員としてふさわしくない行為を行った場合、理事会はこの会員に対し退会を勧告することが出来る。

第3章 役員及び機構

(役員)

第9条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内の副会長を置くことができる。

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、総会において会員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、理事の互選によりこれを定める。副会長は会長が指名する。

(役員職務)

第11条 会長は、本協会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長は、事務局の組織と運営に責任を負うとともに、第4条の事業の執行を行う。
- 3 監事は、会長が行う事業報告・会計報告を監査し、その適否について会員に報告する。
- 4 理事は理事会を構成し、会務を執行する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

- 第 13 条 本協会の事務を処理するために、事務局を置く。
2 事務局には、所要の事務局員を置く。
3 事務局員は会長が任免する。

第 4 章 総会

(総会の権能)

第 14 条 総会は、本協会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の開催)

第 15 条 定期総会は、毎年 1 回、会計年度終了後 3 カ月以内に会長が招集する。
2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに、会長が招集する。

(総会の議長)

第 16 条 総会の議長は、会長とする。

(総会の定足数及び議決)

第 17 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。
2 総会の議事は、特別の定めのある場合のほかは、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
2 前項の場合における、前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第 5 章 理事会

(理事会の権能)

第 19 条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第 20 条 定期理事会は、年 4 回、会長が招集する。
2 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の 3 分の 1 以上の請求があったときに、会長が招集する。

(理事会の議長)

第 21 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第 22 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 6 章 資産及び事業計画

(資産の管理)

第 23 条 事業に伴う会費収入等の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 本協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 25 条 本協会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに、会長が事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、その年度の終了後 3 カ月以内に総会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第 26 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 会則の変更

(会則の変更)

第 27 条 この会則は、総会において、出席会員の 3 分の 2 以上の議決によらなければ変更することができない。

会費規程

本協会は、会則第7条の規定に基づき、会員の会費規程を次のとおり定める。

会費

第1条 本協会の会費は、年額20,000円とする。

会費の納入

第2条 新規入会者は入会時に年額会費を一括前納しなければならない。継続入会者は会費の納入は年1回とし、毎年度5月末日までに一括前納しなければならない。退会者には会費を返戻しない。